

・子ども・子育て支援事業(仮称)

子ども・子育て支援事業（仮称）は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。

地域子育て支援事業(仮称)

以下の事業を地域子育て支援事業（仮称）として、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定。

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- など（対象事業の範囲は法定）

市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保。

すべての子ども・子育て家庭を対象としたこれらの事業の実施が必要。特に、地域子育て支援拠点事業については、実施主体である市町村と当該事業者が連携し、個々の子育て家庭に身近な立場から、その実情に応じた、利用者支援の役割を果たすものとする。

一時預かりは、保護者の働き方に関わらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子ども・子育て家庭に必要であり、すべての子ども・子育て家庭が身近に利用できる事業とする。

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、都道府県等が実施する社会的養護、障害児支援と連携して実施。

市町村新システム事業計画（仮称）において、都道府県との連携や市町村が行う障害児の発達支援に着目した専門的な支援事業との連携方策を位置づけることを検討。

事業ごとに、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定。

延長保育事業、病児・病後児保育事業

保護者の残業、子どもの病気など、保育の利用にかかわる突発的な事情変化にきめ細かく対応できるよう、延長保育事業、病児・病後児保育事業を市町村の事業として位置づける。

- ・延長保育事業：認定された保育の必要量を超えて保育を提供する事業
- ・病児・病後児保育事業：病気の際に就労等で保護者による自宅での保育が困難な場合に、病児等の特性を踏まえた保育を提供する事業

延長保育事業、病児・病後児保育事業については、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定

市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保。

それぞれの事業について、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定。

放課後児童クラブ

小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。

放課後児童クラブについては、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定。

市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保。

質を確保する観点から、人員配置、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定。

児童福祉法に位置づけることを検討

利用手続は市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのあっせん、調整を行うことを検討。

妊婦健診

妊婦健診については、市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項に位置づけることとし、市町村においてより確実な実施を図る。

市町村新システム事業計画（仮称）に位置づけることを法定。

国が「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について基準を示す。

母子保健法体系に位置づけることを検討。

子ども・子育て支援事業（仮称）の対象範囲について

子育て支援交付金（500億円の内数）の対象事業について、国として財政措置を続ける場合には、以下のイメージで対応することが考えられる

【イメージ1】新システムの対象事業に位置付けた上で包括交付金の対象とする案

子ども子育て施策について包括的、一元的な制度を構築する考え方に整合的

【イメージ2】新システムの対象外とする案（次世代育成支援対策推進法を継続）

事業主に対するワーク・ライフ・バランスに係る規定の整理との調整することが必要

妊婦健診の扱い

- ・ 現在5回分は地方負担10/10、9回分は国負担1/2、地方負担1/2（母子保健法）

【イメージ】

- ・ 新システムの対象とする（事業として5回分と9回分に分けることができないため、14回分全てを新システムの対象とする）
- ・ 子ども・子育て包括交付金（仮称）の対象は、9回分

乳幼児健診の扱い

- ・ 現在も地方負担10/10で実施（母子保健法）

【イメージ1】

- ・ 母子保健法に基づく、現行通りの扱いとする
- ・ 成人向けの健診と同様に、新システムの外の地方単独事業として引き続き位置づけ。

【イメージ2】

- ・ 新システムの対象とする
（市町村計画に記載するが、子ども・子育て包括交付金（仮称）の対象とはしない）
- ・ 妊婦健診の整理と整合的となるが、成人向けの健診とは取扱いが異なることとなる。
- ・ 乳幼児健診を新システムに位置づける意義を積極的に説明できるか。

（基本制度WT 資料3 P10、11より抜粋、一部修正）

子ども・子育て支援に係る主な事業

事業	根拠	中間 とりまとめ	子ども・子育てビジョンの 目標(平成26年度)
地域子育て支援拠点事業	児童福祉法		10,000か所
一時預かり	児童福祉法		延べ3,952万人
乳児家庭全戸訪問事業	児童福祉法		全市町村
養育支援訪問事業	児童福祉法		全市町村での実施を目指す
ファミリー・サポート・センター事業	児福法(施行規則)		950市町村
延長保育事業	要綱		96万人
病児・病後児保育事業	児福法(施行規則)		延べ200万人
放課後児童クラブ	児童福祉法		111万人
妊婦健診	母子保健法		
子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	児童福祉法		ショートステイ 870か所 トワイライトステイ410か所
子どもを守る地域ネットワーク事業(要保護 児童対策地域協議会)の調整機関に専門 職員を配置している市町村の割合	児童福祉法		80%(市はすべて配置)
次世代育成支援人材養成事業、 子育て支援ネットワーク事業、 子どもの事故予防強化事業 等	次世代育成支援対策 推進法		
民間児童館活動事業、 地域組織活動育成事業 等	児童手当法		
地方独自の子育て支援推進事業	(子ども手当特別措置法)		

子ども・子育て支援事業（仮称）における国の基準と地方の裁量

質の確保を図りつつ、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲を設定することについて

【イメージ1】

新たな法令による基準は設定しない

（現在、国が法令上の基準を設定している以外は、国が技術的助言（・交付金の基準）として提示）

【イメージ2】

中間とりまとめで、国が基準を定めることを明記した以下の事業について、法令上の基準を新たに設定

- ・ 放課後児童クラブ（人員配置、施設、開所日数・時間など）
- ・ 妊婦健診（「健診回数・実施時期」及び「検査項目」） このほか病児・病後児保育なども要検討。

上記以外は、技術的助言（・交付金の基準）として取り扱う

現在、個別事業名が省令以下で規定されている事業については、法律に事業の根拠を位置づけ

【イメージ3】

対象事業全てについて、事業としての法律上の根拠、国の基準（人員等）について、児童福祉法（妊婦健診は母子保健法）等に定める

（基本制度WT 資料3 P12～15より抜粋）

・社会的養護・障害児に対する支援

(1) 考え方

新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象。

要保護児童、障害児等も含め、地域の子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記。（再掲）

都道府県等は、現在実施している、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担い、市町村が行う新システムの給付・事業との連携を確保する。

市町村（新システムの実施主体）と都道府県等（措置制度等の実施主体）との関係については、今後更に検討。



新システムの給付・事業と、専門性の高い固有の施策があいまって、すべての子ども・子育て支援施策を構成。

都道府県等が行う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は、市町村事業と密接に連携しつつ、引き続き専門性・広域性を生かして都道府県が担うことが適当であり、現行制度を維持する。

障害児に対する支援については、障害者全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえ検討することが必要。

(2) こども園（仮称）等での取組

市町村新システム事業計画（仮称）

市町村は、地域における学校教育・保育の需要の見込み（要保護児童、障害児等も含む）及び見込量確保のための方策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記。（再掲）

利用支援

特別な支援が必要な子どもなど、あっせん（市町村による利用可能な施設との契約の補助）による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、保育の必要性の認定等と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせんする。（再掲）

【注】当面、保育需要が供給を上回っている場合も、特別な支援が必要な子どもなど、まず優先利用の対象となる子どもについて利用調整を行う。

措置による利用

契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行うこととする（再掲）
虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など

（ 3 ）地域子育て支援事業（仮称）

市町村は、すべての子ども・子育て家庭を対象に、地域のニーズを踏まえ、地域子育て支援事業（仮称）を実施。その一環として、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など虐待予防等の支援に資する事業を実施。

地域子育て支援事業（仮称）についても、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を立て、計画的に事業を実施。（再掲）

（ 4 ）市町村と都道府県との連携

市町村と都道府県の相互の連携について市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に位置づける。（再掲）

市町村が行う新システムの給付・事業と都道府県が行う専門性が高い施策との連携を確保

都道府県は、児童相談所等の専門機関による支援、現行の措置制度の運営などを引き続き担いつつ、広域的・専門的な立場から、市町村の新システムの給付・事業の運営を支援する。

・子ども・子育て包括交付金(仮称)

子ども・子育て包括交付金（仮称）等

国から市町村に対し、市町村新システム事業計画（仮称）に盛り込まれた給付・事業の実施に必要な費用を包括的に交付するものとして、子ども・子育て包括交付金（仮称）を検討する。

子ども・子育て新システム、子ども・子育て包括交付金（仮称）の対象範囲

- ・ 子ども・子育て新システムは、実施主体を市町村とし、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築することを基本。
- ・ また、子ども・子育て新システムの対象となる給付・事業をなるべく広く対象とすることを基本。現行の財源措置との関係等を踏まえ、別途検討。

事業主負担の扱い、子どものための現金給付の扱いは別途検討

(事業主負担の扱いはP87～91、子どものための現金給付の扱いは資料5 P6参照)

(基本制度WT 資料2 P2より抜粋)

財源保障のあり方

- 個人給付（現金給付、こども園給付（仮称）等）
：現在は太宗を占める現金給付・私立保育所運営費は国庫負担金として財源を保障。こども園給付（仮称）・地域型保育給付（仮称）を新設。
義務的経費（国庫負担金）になじみやすい
- 市町村事業
：現在は予算の範囲内で、法律補助、予算補助（国庫補助金）
裁量的経費（国庫補助金）になじみやすい

子ども・子育て包括交付金（仮称）の区分

- 区分の方法については、次の3つのイメージが考えられる。

（基本制度WT 資料2 P3より抜粋）

【イメージ1】

	費用負担
子どものための現金給付	・公費は、国・地方で負担 給付・事業全体についての国・地方・事業主の現行の負担を勘案し、設定。
こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)	
市町村事業	

【イメージ2】

	費用負担
子どものための現金給付	・公費は、国・地方で負担 個人給付の負担割合は一本で設定 現在の保育所運営費は国:地方 = 1:1
こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)	
市町村事業	・公費は、国・地方で負担 現在の次世代育成支援交付金(ソフト交付金)は、国:地方 = 1:1 現在の児童育成事業は、事業主:地方 = 1:2

【イメージ3】

	費用負担
子どものための現金給付	・公費は、国・地方で負担
こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)	・公費は、国・地方で負担 現在の保育所運営費は、国:地方 = 1:1
市町村事業	・公費は、国・地方で負担 現在の次世代育成支援交付金(ソフト交付金)は、国:地方 = 1:1 現在の児童育成事業は、事業主:地方 = 1:2

事業主負担の扱い、現金給付の扱いは別途検討が必要。

(基本制度WT 資料2 P4～6より抜粋)

市町村における会計

国からの交付金は、子ども・子育てのために使われるものであるため一般会計での対応を基本とする。あわせて、子ども・子育てに使われたことが確認できる仕組みを今後検討。

国における会計（子ども・子育て勘定（仮称））

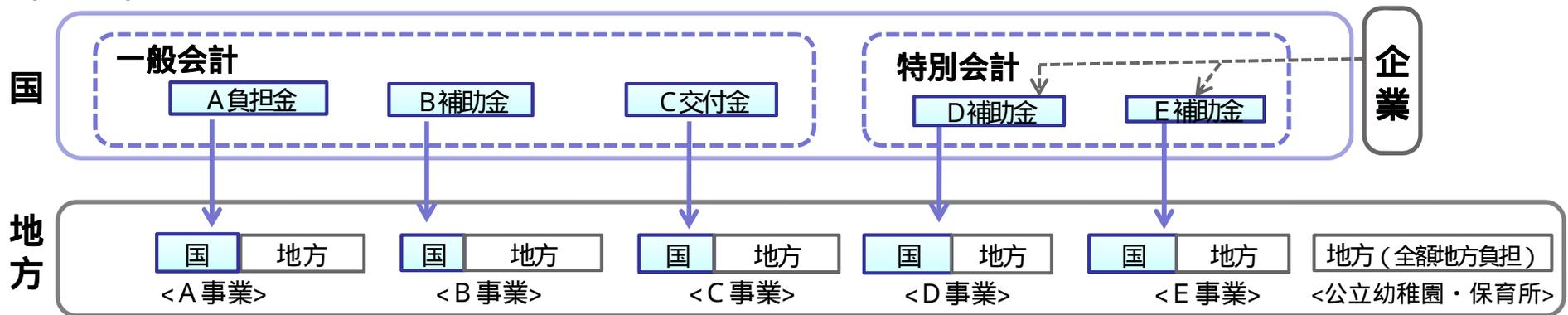
費用負担の検討に応じ、区分経理の必要性を検討。

子ども・子育て会議（仮称）によるチェックなど、関係当事者の参画による運営の透明性の確保を前提。

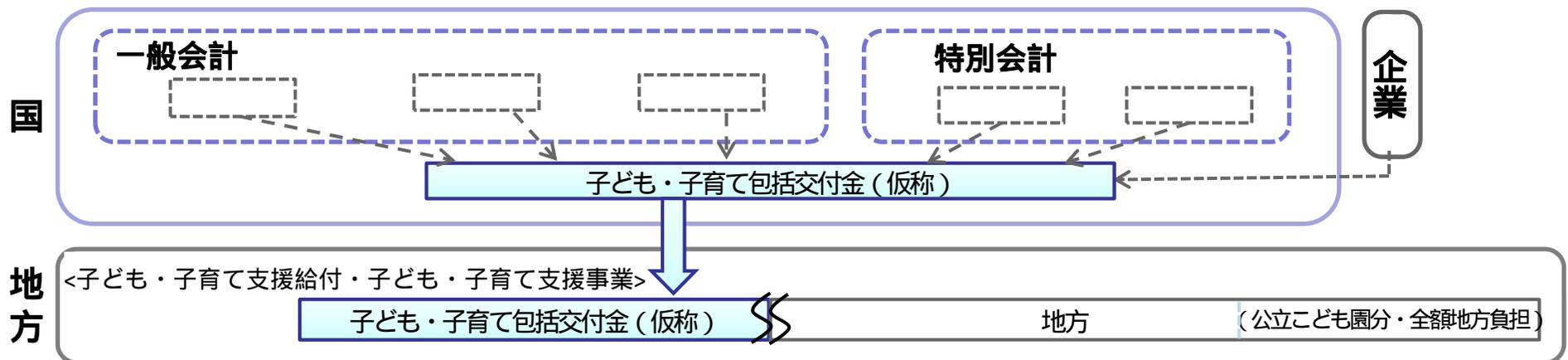
子ども・子育て包括交付金（仮称）

新システムにおいては、これらの国庫補助等の仕組みを一体化し、市町村が新システムの実施に要する費用を包括的に交付する仕組みとする。
 ただし、公立こども園（仮称）の運営費については、市町村負担を10/10とする（98頁参照）。

（現行）



（子ども・子育て新システム）



・子ども・子育て会議(仮称)

子ども・子育て会議（仮称） = 関係当事者が主体的に子ども・子育て支援施策にかかわる、新たな行政運営の仕組み

有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援施策のプロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置

<考えられる機能>

- ・国の基本指針（仮称）（地方自治体の計画策定の指針等）その他の重要方針の審議
- ・新システムの対象となる施策のあり方についての審議
- ・各年度の事業方針の審議、費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価 など

費用負担者や実施者（自治体関係者）の割合に配慮が必要。
費用の使途について、P D C Aが可能な仕組みを検討。

これにより、透明性を担保し、効果的かつ効率的な制度運用を確保。

地方にも、関係当事者が新システムの運営に参画する仕組み（例：地方版子ども・子育て会議）を設けることと具体的な方策について今後検討。

（基本制度WT 資料1 P 1 1より抜粋追記）

. 費用負担

費用負担の考え方(事業主負担の考え方)(案)

費用負担

基本制度案要綱においては、「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」と記載されている。

新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担。

このような考え方のもと、以下の点を前提として、一定の事業主拠出を求めることを検討。

- 受益と負担の対応関係が明確であること
- 意思決定プロセスの透明化が担保されていること
- 当事者（負担者）の運営への参画が確保されていること
- 可能な限り効率的な仕組みとすること

新システムにおける事業主の受益は以下のものが考えられる。

（現物給付）

- ・ 保育や放課後児童クラブなど働いている親を支援する給付・事業がなければ、子どもを持つ労働者は働くこと（働き続けること）が困難になる。
これにより、事業主にとって、子どもをもって働いている人の離職を防止し、現在の労働力を確保することが可能となり、よりよい人材の維持・確保につながるという受益がある。

（現金給付）

- ・ 現金給付については、現在、児童手当の被用者の給付の一定の部分について、事業主に一定の負担を求めている。

（基本制度WT 資料1 P3、5より抜粋を追記）

費用負担

事業主拠出の水準は、現行制度における事業主の負担をベースに検討。具体的には、新システムの毎年度の所要額（ ）のうち、現行の負担割合に基づく事業主の負担を基礎として、事業主拠出を求めることとしてはどうか。

新システムの所要額とは、見直し後の子どものための現金給付（所得制限世帯への措置を含まないなど平成24年度概算要求を基準とした推計であり、今後変更があり得る。）と、子ども・子育てビジョンに基づく量的拡充を踏まえたもの。

現物給付は、子ども・子育てビジョンに基づき、2017（H29）に向けて拡充されていくこととなることから、現行の費用負担構成における2015（H27）以降の事業主の負担額は、安定的に推移する見込み。（児童人口の減少を加味すると、全体としては減少傾向）

（基本制度WT 資料1 P7より抜粋）

事業主拠出（民間事業主分）についての費用推計
（子ども・子育てビジョンベースで試算。（GDPの伸び、質の改善は反映していない。））



基本制度WT 資料1 P10抜粋

事業主拠出の充当先としては、子ども・子育て包括交付金（仮称）の仕組みにもよるが、受益と負担の関係が明確である、という拠出を求める上での基本的な考え方に照らし、以下の4つのイメージが考えられる。

- 【イメージ1】 事業主拠出を現金給付＋両立支援系の現物給付（こども園給付（仮称）、地域型保育給付（仮称）、放課後児童クラブ、延長保育事業、病児・病後児保育事業）に充当。特に両立支援に重点化
- 【イメージ2】 事業主拠出を現金給付＋現物の個人給付（こども園給付（仮称）、地域型保育給付（仮称））に充当。特に事業主とつながりの強いこども園給付（仮称）等に重点化
- 【イメージ3】 事業主拠出を現金給付＋両立支援系の事業（放課後児童クラブ、延長保育事業、病児・病後児保育事業）のみに充当。現行どおり
- 【イメージ4】 事業主拠出を両立支援系の現物給付（こども園給付（仮称）、地域型保育給付（仮称）、放課後児童クラブ、延長保育事業、病児・病後時保育事業）に充当。現物給付に重点化

いずれのイメージをベースにした場合でも、子ども・子育てビジョンの量的拡充を踏まえた所要額は、安定的に推移。

新システムでは、現行の児童育成事業は廃止。

事業主拠出を充当する対象範囲は、新システムの対象の給付・事業に含まれるものに限り、団体補助金等の子ども・子育てビジョン対象以外の経費は含まない。対象範囲は法定化。

また、事業主拠出金の充当方法について、以下の2つのイメージがある。

- 【イメージ1】 上記イメージとした対象範囲について、事業主が一定割合を負担するという考え方に立って、事業主拠出金（定率）によって充当。
- 【イメージ2】 上記イメージとした対象範囲について、事業主拠出金を充当。

（基本制度WT 資料1 P8抜粋）

(事業主拠出金の拠出方法について)

事業主拠出は、従来の児童手当拠出金と同様に、厚生年金ルートでの拠出。

- 民間(一般)事業主に対し、拠出を求める。 厚生年金制度の適用範囲を前提。
- 公務員については、費用負担全体の中で整理。

事業主から拠出を求める場合、その方策として、新たな拠出ルートを設定するか、既存の拠出ルートのいずれか。

新たな拠出ルートを設定するためには、新しい徴収機構・システム・体制等の構築が必要となり、社会的コストがかかる。一方、既存の拠出ルートを活用することとした場合は、現在の社会保障の仕組みの下では、事業主すべてを対象範囲とした拠出の仕組みとすることは困難。また、子ども・子育て支援は、早急に取り組まなければならない課題。

上記を踏まえ、できる限り、効率的な仕組みとする観点からは、既存のルートの活用が現実的であり、従来の児童手当拠出金と同様の厚生年金ルートでの拠出を求めることを検討。

なお、社会保障・税に関わる番号制度の活用等による新たな徴収ルートを設定することについては、個人事業主等、国民年金加入事業者からの拠出を求める等の事業主間の公平性を確保する観点から、将来の検討課題。

新システムは、事業計画の期間(5年)を一期間とした中期財政運営を基本。

事業主の拠出については、以下の2つのイメージが考えられる。

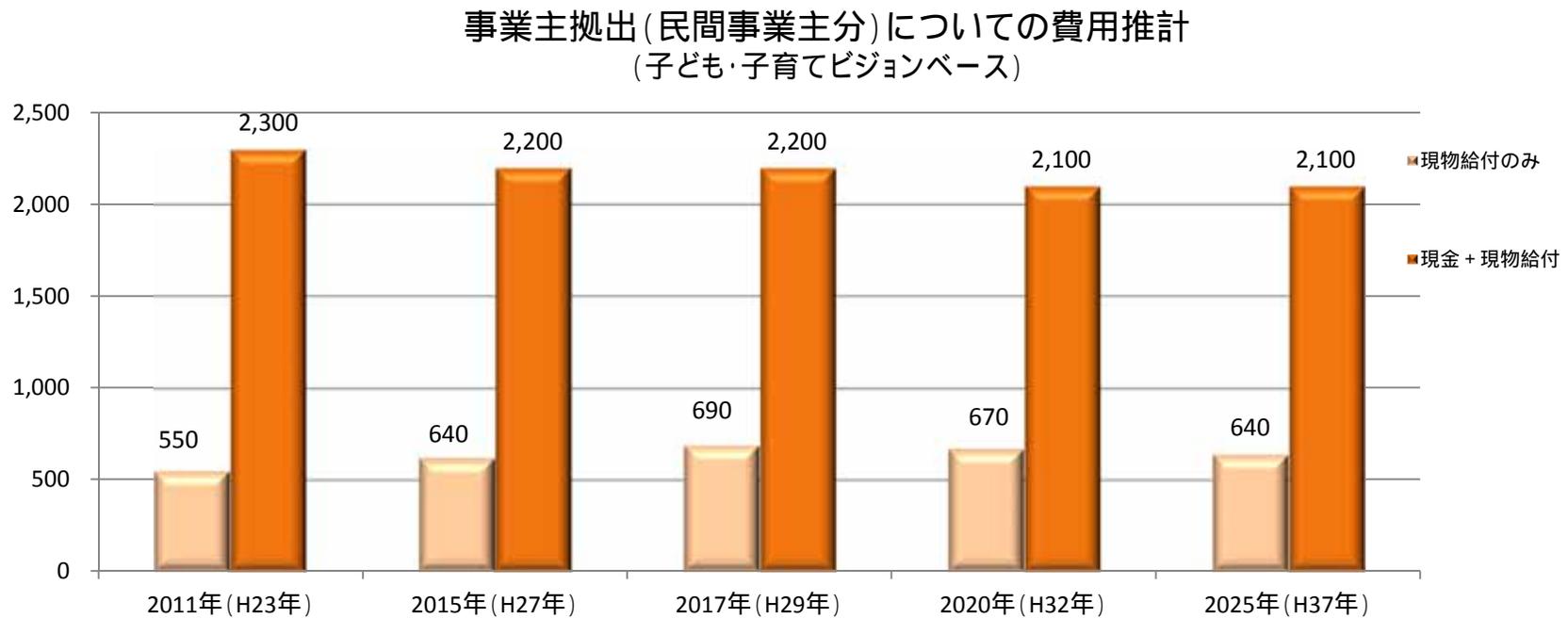
- (イメージ1) 対象経費のうち一定割合について事業主拠出を充てること(以下「充当割合」という。)とした上で、それらを考慮した「拠出金率」を設定(対象範囲 + 充当割合を法定し、拠出金率は法令で規定)
概算・精算の仕組みや拠出金率の平準化の仕組みについては、事務負担等も考慮しつつ、別途検討。
見込みを上回って経費が伸びた場合、事業主の負担に安易に転嫁されるとの事業主の懸念につき、どう考えるか。
拠出金率の決定に当たっては、事業主が参画した場で協議。
- (イメージ2) 事業主拠出については、これを充てる対象範囲と「拠出金率」を法定化(充当割合の設定は行わない)
概算・精算の仕組みや拠出金率の平準化の仕組みについては、別途検討。
収支差が生じた場合、給付・事業の調整又は拠出金率の調整が必要(法改正)。
拠出金率の決定に当たっては、事業主が参画した場で協議。

対象範囲が法定化されることにより、現在の児童育成事業に比べて透明性が向上。

事業主拠出金の使途については、労使を始めとした関係者が参画する子ども・子育て会議(仮称)で定期的にチェックし、透明性・効率性を確保。

(参考:事業主拠出についての費用推計)

子ども・子育てビジョンを元にした量的拡充ベースで試算。(GDPの伸び、質の改善は反映していない。)



基本制度WT 資料1 P10抜粋

新たな制度における利用者負担について(案)

新たな制度における利用者負担の基本的考え方

新システムにおける利用者負担については、新システムが、「保護者の子育てについての第一義的責任」を前提としつつ、「社会全体で子ども・子育てを支援する」ものであることを踏まえ、施設と利用者の適切な利用関係の確保に資するよう、サービスの利用者にとって一定の負担を求めることとする。

その際、利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえて定める。また、低所得者への配慮を含め、現行制度の利用者負担の水準を基本とする。

このため、利用者負担については、所得階層区分ごと、認定時間(利用時間)の長短の区分ごとに定額の負担を設定することを基本とする。

ただし、給付単価を限度とする。

公立施設の利用者負担の扱いについては、公立施設の財源の在り方と併せて、検討する。

利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、検討する。

(基本制度WT 資料6 P3～4抜粋)

新たな制度における利用者負担の具体的なイメージ

(1) 保育の必要性の認定を受けた子どもの場合

現行の保育制度の利用者負担の水準を基本に、所得階層区分ごと、認定時間(利用時間)の長短の区分ごとに定額(月額)の負担を設定する。

ただし、3歳以上の子どもについては、保育に関しては、現行、一定階層以上の利用者には保育単価限度以上の利用者負担を求めておらず、また、保育の必要性の認定を受けない子どもに係る利用者負担のあり方との整合性を考慮し、できるだけ簡素な仕組みとする観点から、一定階層以上については、一律の負担とする。

新システムは市町村が事務を実施するものであり、市町村実務の簡素化の観点から、所得階層の区分は、市町村民税額を基に行う。

現在、幼稚園は市町村民税額、保育所は所得税額に基づき、所得階層の区分が設定されている。

同一世帯の複数の子どもが保育サービス等を利用する場合、現行制度と同様の多子軽減措置を導入する。

多様な保育サービスに係る利用者負担についても、毎日利用が基本である家庭的保育や小規模保育等については、同様の整理を基本とする。

延長保育や病児・病後児保育などの利用者負担は、現行の各事業との整合性等を踏まえ、別途整理する。

(基本制度WT 資料6 P5抜粋、一部削除)

新たな制度における利用者負担の具体的なイメージ(続き)

(2) 保育の必要性の認定を受けない子ども(標準時間利用(学校教育のみ))の場合

現行の幼稚園制度の利用者負担の水準を基本とする。

その上で、長時間利用児の利用者負担の考え方との関係については引き続き整理。

(3) 利用者負担の設定方法

利用者負担については、(1)・(2)に掲げる全国基準額を踏まえ、市町村が費用徴収基準額を定めることとする。なお、実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については一定の要件の下で施設が定める(「中間まとめ」より)。

現行の保育所においては、各市町村が利用者負担額を定めている。

現行の幼稚園は施設(公立の場合は市町村)が保育料等を設定し、市町村が保育料等軽減のための補助額を定めている。

この際、各市町村が単独事業として利用者負担を軽減する措置については、現行と同様、各市町村の判断で行うことは妨げない。(財源の手当の方法は別途整理。)

(基本制度WT 資料6 P6 抜粋)

3歳未満児の利用者負担の変更のイメージ

〔・長時間は現行ベース、短時間は長時間の一定割合に設定する。〕

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
生活保護世帯	-	0円
市町村民 税非課税世帯	-	9,000円
市町村民 税課税世帯	~ 330万円	19,500円
所得税額 40,000円未満	~ 470万円	30,000円
所得税額 103,000円未満	~ 640万円	44,500円
所得税額 413,000円未満	~ 930万円	61,000円
所得税額 734,000円未満	~ 1130万円	80,000円 (保育単価限度)
所得税額 734,000円以上	1130万円~	104,000円 (保育単価限度)



階層区分	定額利用者負担	
	長時間	短時間
	現行の保育制度の利用者負担を基本とする	長時間利用の負担額の一定割合を基本とする

- ~ :第1階層及び第4~第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ~ :第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

- ~ :現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
ただし、給付単価を限度とする。

3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子どもの利用者負担の変更のイメージ

〔・長時間は現行ベース(但し、一定階層以上については一律負担)、短時間は長時間と標準時間(私立)の中間程度に設定する。〕

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
生活保護世帯	-	0円
市町村民税非課税世帯	-	6,000円
市町村民税課税世帯	~ 330万円	16,500円
所得税額 40,000円未満	~ 470万円	27,000円 (保育単価限度)
所得税額 103,000円未満	~ 640万円	41,500円 (保育単価限度)
所得税額 413,000円未満	~ 930万円	58,000円 (保育単価限度)
所得税額 734,000円未満	~ 1130万円	77,000円 (保育単価限度)
所得税額 734,000円以上	1130万円~	101,000円 (保育単価限度)

- ~ :第1階層及び第4~第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ~ :第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯



階層区分	定額利用者負担	
	長時間	短時間
	但し、一定階層以上については一律の負担)	長時間利用と標準時間利用の負担額の中間程度を基本とする

- ~ :現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。ただし、給付単価を限度とする。

3歳以上の標準時間(学校教育のみ)の利用者負担の変更のイメージ

- ・現行の利用者負担の水準を基本とする。
- ・その上で、長時間利用児の利用者負担の考え方との関係については引き続き整理。

階層区分	推定年収	現行の保育料	
		公立	私立
生活保護世帯	-	4,900円	6,600円
市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	-	4,900円	9,100円
市町村民税 所得割課税額 34,500円以下	~360万円	6,500円	16,100円
市町村民税 所得割課税額 183,000円以下	~680万円	6,500円	21,300円
市町村民税 所得割課税額 183,001円以上	680万円~	6,500円	25,200円



階層区分	定額利用者負担	
	公立	私立

現行の負担水準を基本とする。その上で、長時間利用児の利用者負担の考え方との関係については引き続き整理。

~ :第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

現行の保育料:実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

~ :現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。ただし、給付単価を限度とする。

公立こども園(仮称)の給付について(案)

【基本的な考え方】

現行、公立施設については、運営に当たって、経常経費が私学助成の対象となる私立幼稚園、運営費の対象となる私立保育所とは異なり、公立幼稚園、公立保育所ともに一般財源化され、地方交付税により財政措置がなされており、地方自治体の責任において施設の設置・管理運営を行っている。

「こども園給付(仮称)」の創設に伴う公立施設の取扱いについては、重要な役割を果たしていること、また、公立・私立といった設置主体の類型によらず、同一の理念の下で実施することが望ましいことを踏まえ、公立施設についても、新システムの対象として、「こども園給付(仮称)」に含めることとする。

その際、地域住民による利用に際し、直接的に影響が及ぶ保育認定、公的契約など給付に伴う手続に関しては、設置主体によって手続き等が異なると、利用者・現場にとって混乱を生ずるおそれがあることから、公立・私立共通のものとするを基本とする。

給付の財源構成については、前述の通り公私で異なる現行の財政措置との関係、地域主権の議論との関係、等を踏まえつつ、具体的な制度設計を検討することとする。

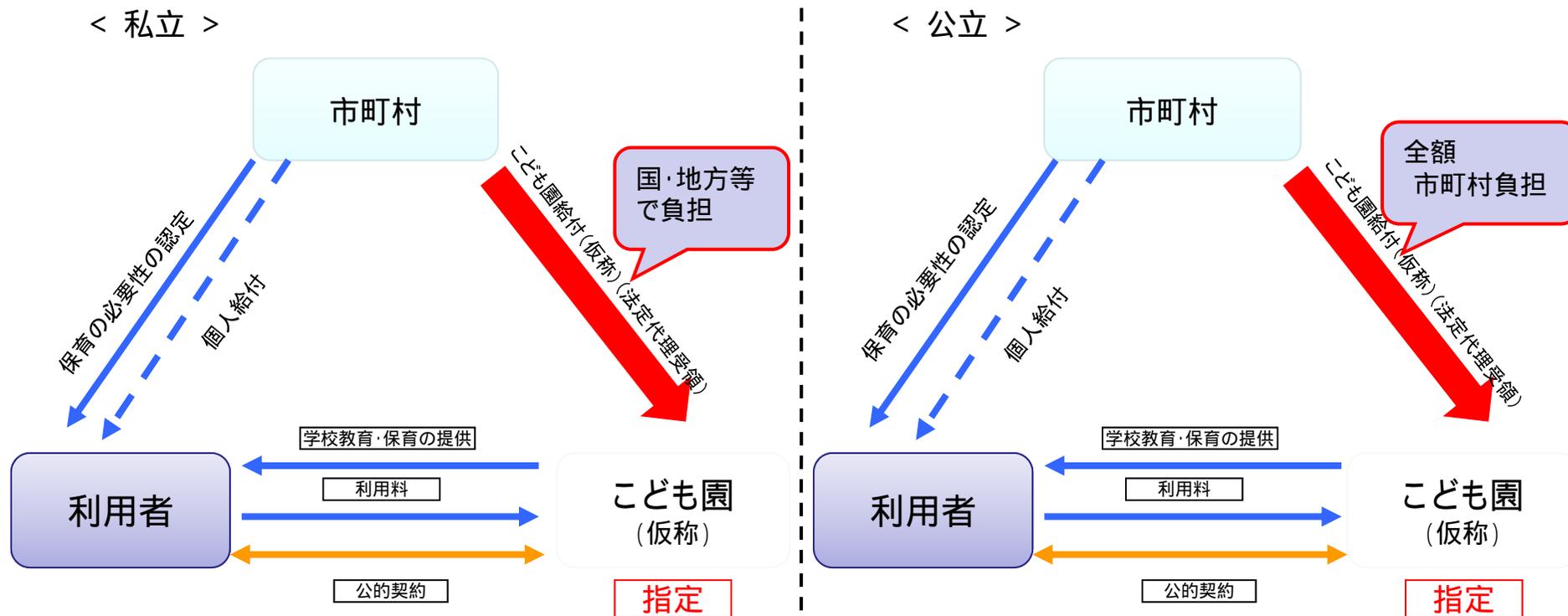
その際、公立こども園(仮称)に係る給付の財源構成については、市町村10/10とし、国の「子ども・子育て包括交付金(仮称)」の対象外として、現行どおり、地方交付税措置とすることがこれまでの地域主権の流れと整合的と考えられる。

(基本制度WT 資料4 P3 抜粋)

公立こども園(仮称)の財政措置(イメージ)

【イメージ】

公立こども園(仮称)も新システムの対象 = 費用負担は市町村が10 / 10負担



公立施設は、市町村の責任で運営するとの考え方から、一般財源化されており、これを維持することはこれまでの地域主権の流れと整合的

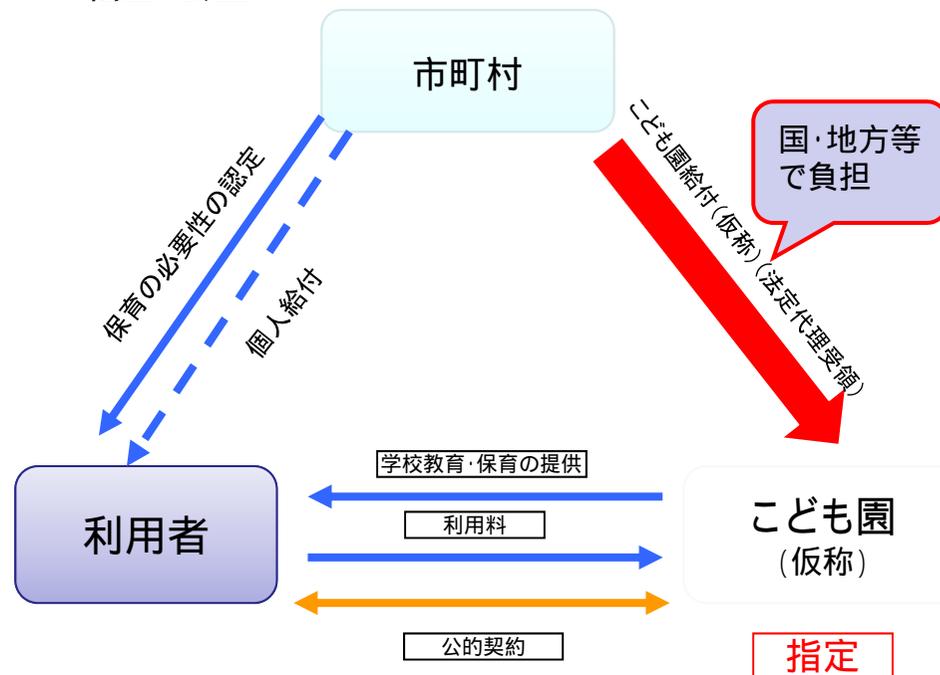
(課題)

一般財源化後は、地方交付税における積算としての位置付けになり、予算上財源保障の対象範囲が見えにくいとの意見あり。

一般財源で賄われている公立施設について、子ども・子育て包括交付金(仮称)で賄われている私立施設と同様に子ども・子育てに使われていることを確認しやすい仕組みとするために、どのような手立てが考えられるか。

【公立こども園(仮称)も子ども・子育て包括交付金(仮称)の対象とした場合のイメージ】
= 費用負担は国・地方・事業者等で負担

< 私立・公立 >



市町村の責任で運営している公立保育所に対し、再び国の関与を設けることとなりこれまでの地方分権の流れなどとは整合的とはいえない。

一般財源化されており、再び国からの交付金の対象とするためには、新たに国における大幅な財源の確保が必要。

公立こども園(仮称)の指定について(案)

都道府県立及び市区町村立のこども園(仮称)どちらも、都道府県知事()の指定を受ける(介護保険法も同様の整理)。

大都市特例、指定・指導監督の主体を都道府県(特例を設ける場合には特例の対象とする範囲)とするのか、市町村とするのかについては、29頁を参照。

都道府県立幼稚園については、現在2園のみ存在し、国による財政措置はないが、県の意向も踏まえ、指定の対象とすることも検討するべきではないか。

指定基準の遵守、指定主体による指導監督等は、私立のこども園(仮称)と同様。

(参考)公立の総合施設(仮称)の認可等

- ・ 市町村立の総合施設(仮称)は、都道府県知事()に届出を行うこととする予定。

大都市特例については、66頁参照。

- ・ 都道府県立の総合施設(仮称)は、設置認可の手続きは不要とする予定。

(都道府県立の総合施設(仮称)の指導監督等に関する規定は設けない予定。)

公設民営の施設がこども園(仮称)の指定を受ける場合は、公立として指定を受けることとする(現行制度と同様)。

総合施設(仮称)における公設民営方式の取扱いについては、別途検討が必要。

(基本制度WT 資料4 P7 抜粋)

こども園給付(仮称)と私立施設に対する機関補助(私学助成)(案)

個人給付であるこども園給付(仮称)での対応と合わせ、施設の教育条件や経営健全性の向上など私立学校教育を振興する観点(私立学校振興助成法第1条)から、都道府県が私立学校への助成を行う場合、国がその一部を補助することとする(私立学校振興助成法第9条)。具体的に支援すべき取組の例は以下の通り。

建学の精神に基づく私立施設の特色ある教育(預かり保育、特別支援教育等)

教育条件の向上

経営健全性の向上

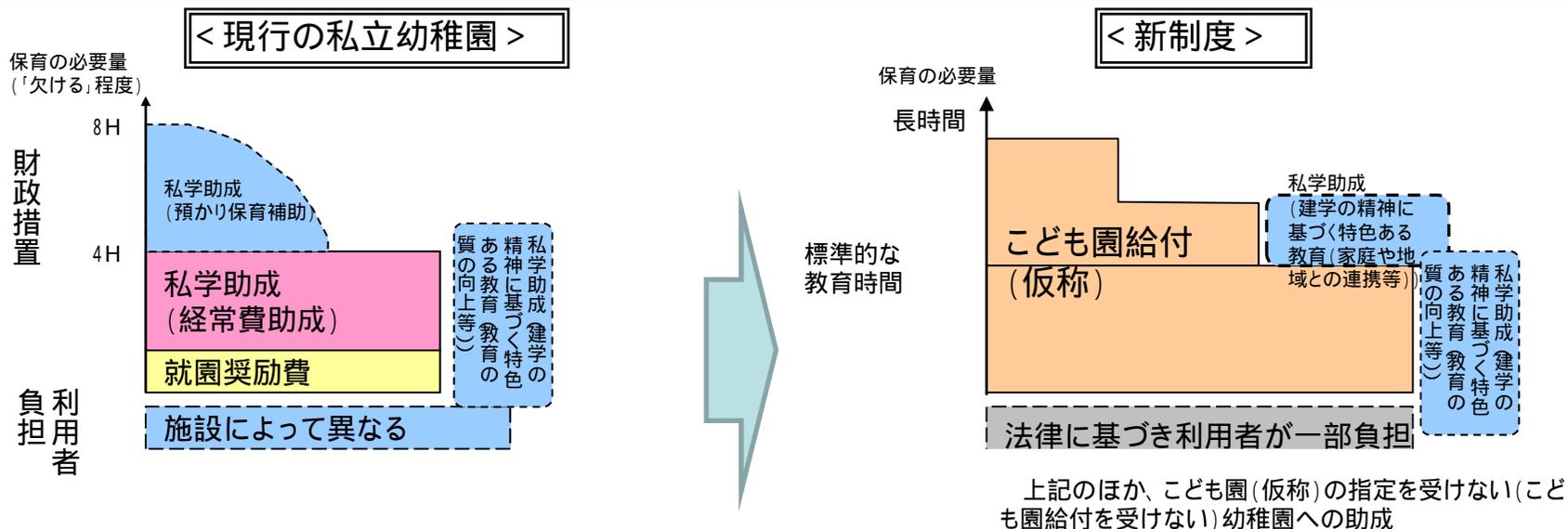
指定を受けずに、これまで通り教育活動を行っている幼稚園に対する補助 等

学校法人立幼稚園、学校法人立総合施設(仮称)及び社会福祉法人立総合施設(仮称)のうちどこまでを対象とするか、総合施設の制度設計や補助対象経費の性質に応じて検討が必要。

上記に対する所要の財政措置を行う。

この他、都道府県の判断により国基準を超える助成を行うことについては妨げない。

(基本制度WT 資料6 P5、6より抜粋)



幼稚園就園奨励費補助、国立大学運営費交付金の扱い(案)

(1) 幼稚園就園奨励費補助

私立幼稚園

私立幼稚園に通う子どもに係る幼稚園就園奨励費補助については、原則として、こども園給付(仮称)に吸収し、こども園給付(仮称)の中で、現行制度の負担水準を基本とした利用者負担設定を図ることとする。なお、指定を受けない私立幼稚園に通う子どもについては、幼稚園就園奨励費補助その他の保護者負担の軽減のための補助により対応する必要がある。

公立幼稚園

新たな制度において、公立こども園(仮称)に通う保育の必要性の認定を受けない子どもの利用者負担について、現行制度の負担水準を基本とした利用者負担設定を図ることとする。

(2) 国立施設

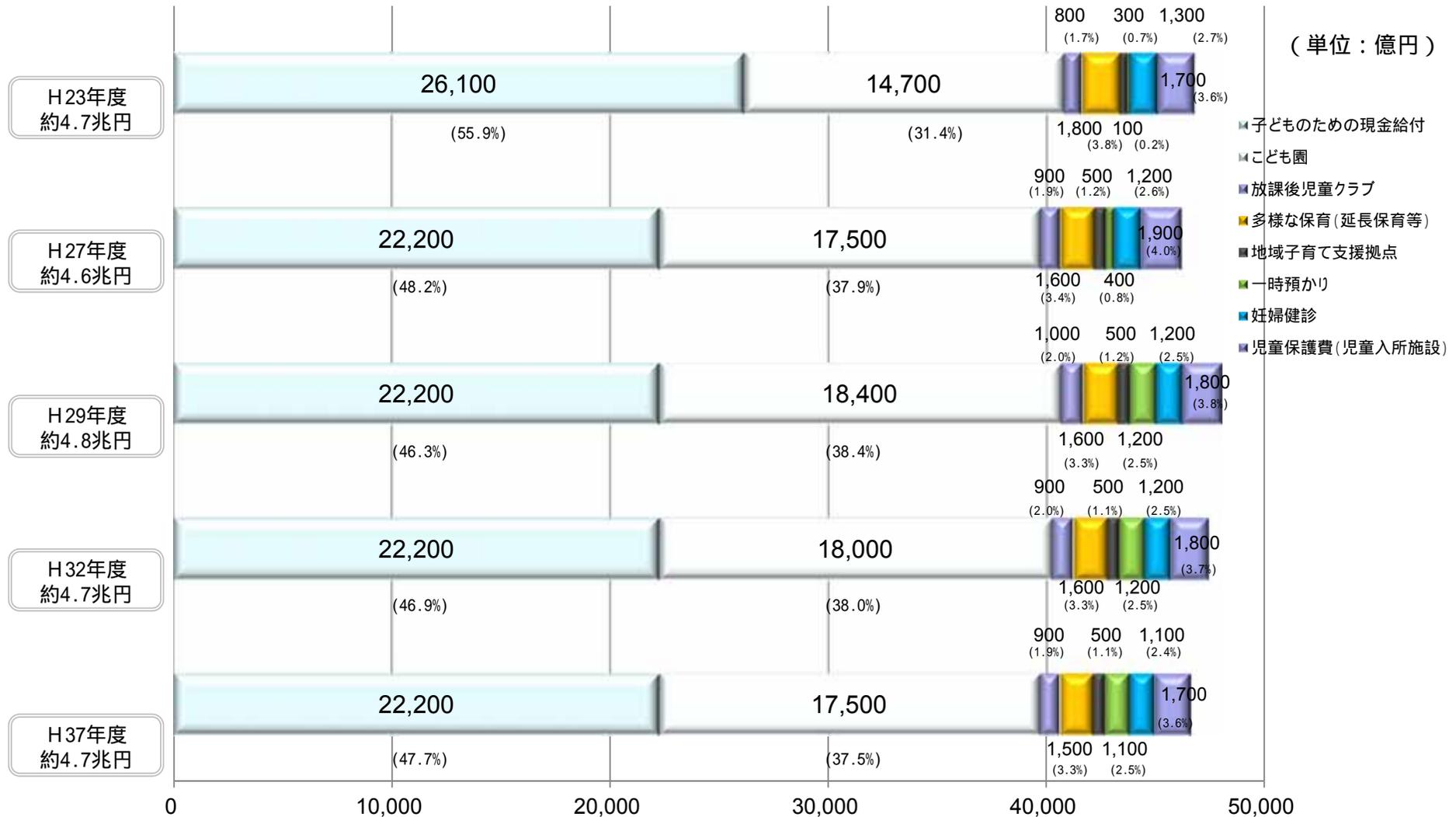
国立大学附属幼稚園については、幼稚園教諭を国として責任を持って全国的にバランスよく育成する実習の場や先導的・実験的な研究を行う国の拠点校、地域の教育のモデル校としての役割に鑑み、文部科学省令により、国の意思として設置されているものである。

国立大学附属幼稚園については上記の性質に鑑み、市町村が新システム事業計画の下で地域の実情等に応じて計画的に整備する施設ではないことから、指定制及びこども園給付(仮称)の対象とせず、引き続き国立大学法人運営費交付金により財政措置することとする。

(基本制度WT 資料6 P7、8より抜粋)

子ども・子育て支援施策に係る費用推計<費用区分別>

子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度まで給付総額は増加するが、平成30年度以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。



* 「子どものための現金給付」のH27年度以降の推計については、便宜上H24年度概算要求額と同額として計上。

(所得制限世帯への措置を含まないものであり、今後3党での議論を踏まえ、変更があり得る。)

* こども園の費用推計は、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育利用ニーズをベースに算出しており、必要な保育ニーズはすべてこども園として計上している。

新システムの実施に向けた考え方

潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

【主な内容】

保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 子ども・子育てビジョンベース

0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消

- ・ 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
- ・ 小規模保育など新たなサービス類型を創設
- ・ 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等

質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)

- ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
- ・ 病児・病後児保育、休日保育の充実
- ・ 地域支援や療育支援の充実
- ・ 給付の一体化に伴う所要の措置 等

総合的な子育て支援の充実

- ・ 子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 等

放課後児童クラブの充実

社会的養護の充実

(追加所要額)
1兆円超
(2015年)

- 1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応等に取り組む。
- 2 「社会保障・税一体改革案」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討)とされた。
- 3 基本制度案要綱では「社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担」と記載。新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については今後検討(なお、基本制度案要綱に記載された事業主拠出については、現行制度も参考に、事業主拠出の対象範囲の明確化や事業主の意見が用途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討)。(P.56参照)
- 4 上記の追加所要額には、施設整備費は含まない。(なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備(耐震化を含む)等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。)
- 5 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。)
- 6 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。
- 7 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営のあり方についても検討を進める。

(注) ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

. その他

実施体制

新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設に向けて検討する。

なお、国及び地方における実施体制の一元化については、新システムに係る給付の仕組み全般、P D C Aサイクルの在り方等に係る議論を踏まえ、検討する。

国の所管及び組織体制について（案）

「子ども・子育て支援法(仮称)」における事務については、実施体制の一元化を目指す以上、1つの省で所管することを基本とすべきであり、子ども・子育て新システムが厚労省・文科省等複数の省庁に広く関係する施策を対象とすることから、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管することが適当であると考えられる。必要に応じ、文科省・厚労省等の関係省庁から資料の提供など事務的な協力を得ることが必要（事務の内容により、これら関係省庁と共管や協議）。

「総合施設(仮称)」は、総合施設法に基づく「一体化施設」であり、子ども・子育て支援法を所管することとなる内閣府で所管することが適当。

同時に、総合施設の認可を受けることにより、学校教育法体系における学校及び児童福祉法体系における児童福祉施設としての性格を併せ持つこととなることから、それぞれの法体系を所管する文部科学省、厚生労働省との共管とすることが適当。

組織体制の案としては、省庁再編を伴う子ども家庭省の設置をにわかに実現することが困難な状況においては、当面、子ども・子育て施策の中核的役割を担うこととなる内閣府に、子ども・子育て支援法及び総合施設法における権限を適切に実施するための体制を整備する。

その際、体制の整備に当たっては、行政組織の肥大化を招かぬよう、内閣府、文部科学省、厚生労働省の子ども・子育て施策に関わる体制のスクラップ&ビルドを基本とし、今後調整を進めていくこととする。

（基本制度WT 資料1 P6、8、9より抜粋）

ワーク・ライフ・バランス

基本制度案要綱では、子ども・子育て新システムの内容として「ワーク・ライフ・バランスの実現」を掲げている。

新システムにおけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、国、地方自治体、事業主の取組について。

国・地方の役割

次世代法に基づく「市町村行動計画」等又は新システム法に基づく「市町村新システム事業計画」（仮称）等で職業生活と家庭生活との両立に関することを規定するとともに、国が策定する指針等でその内容を明示することが考えられる。

事業主の責務の位置づけ

新システム法にも、事業主の自らのワーク・ライフ・バランスへの取組や、国や地方公共団体の施策への協力を、事業主の責務として規定することが考えられる。

事業主行動計画の位置づけ

- 【イメージ1】新システムの施策として、特定・一般事業主行動計画の策定等を位置づけない（今回は改正しない）次世代法の期限が到来した時点で、取扱いを検討。
- 【イメージ2】新システムの施策の一つと位置づけ、策定等の義務の期限を延長する。（次世代法の期限の延長）
- 【イメージ3】新システムの施策の一つと位置づけ、策定等の義務を恒久化する。（次世代法を恒久化又は新システムに位置づけ）

（基本制度WT 資料11 P11～14より抜粋）